

**公園施設管理システム導入、運用保守業務にかかる  
公募型プロポーザル手続開始の公示**

令和3年 8月 11日

次のとおり、企画提案書を募集します。

広島市長 松井 一實

**1 業務の概要**

- (1) 業務名  
公園施設管理システム導入、運用保守業務
- (2) 業務内容  
別紙「公園施設管理システム導入、運用保守業務にかかる仕様書（以下「基本仕様書」という。）」のとおり
- (3) 履行期間  
契約締結日から令和8年3月31日
- (4) 委託料の上限額  
本業務に係る委託料の上限額は、次のとおりとする（消費税額及び地方消費税額を含む）。  
契約締結日から令和4年3月31日まで24,420,000円  
令和4年4月1日から令和8年3月31日まで各年度220,000円
- (5) 事業担当課  
都市整備局緑化推進部公園整備課（本庁舎6階）  
住 所：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
電 話：082-504-2393（直通）  
F A X：082-504-2391  
E-mail：[park-sei@city.hiroshima.lg.jp](mailto:park-sei@city.hiroshima.lg.jp)

**2 公募型プロポーザル参加資格**

本企画提案に参加しようとする者は、以下に示す要件を全て満たすこと。共同企業体での参加は、いずれかの構成員が(1)から(7)までの要件を満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(6)の要件を満たす場合に限り認める。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭

和 39 年規則第 28 号) 第 2 条の規定に該当しない者であること。

- (3) 公募の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第 19 条第 3 項の規定による公表が現に行われている者、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (5) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。
  - ア 広島市競争入札参加資格の「令和 2・3・4 年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-06 情報処理(コンピューター関連)」に登録されている者であること。
  - イ アに該当しない場合は、以下の要件の全てを満たしている者であること。
    - (ア) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
    - (イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていない者であること。
- (7) 公園施設管理システム導入において、地方自治法第 252 条の 19 に定める指定都市又は同法 252 条の 22 に定める中核市で導入実績があること。

### 3 公募型プロポーザル手続等

#### (1) 資料等の配布

広島市ホームページ内の「プロポーザル・コンペの案件情報」ページにおいて配布する。ただし、ダウンロードできない等の事情により、これにより難しい場合は次により配布する。

##### ア 配布場所

上記 1(5)の事業担当課

##### イ 配布期間

公示日から令和 3 年 8 月 18 日(水)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

#### (2) 参加資格の確認

本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、応募参加資格確認申請書及び必要な添付書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。確認の結果、参加資格を有すると確認された者に限り、提案書を提出することができる。

##### ア 提出場所

上記 1(5)の事業担当課

イ 提出期限

令和3年8月18日（水） 午後5時15分まで

（注） 期限後の提出は受け付けない。

ウ 提出方法

(ア) 事業担当課に直接提出

(イ) 配達証明書付き書留郵便による郵送

（注） 発送が期限内であっても、到着が期限後となった場合は無効とする。

エ 結果の通知

審査後、速やかに書面にて通知する。

(3) 質問の受付及び回答

ア 提出場所

上記1(5)の事業担当課

イ 提出期限

令和3年8月18日（水） 午後5時15分まで

ウ 提出方法

質問書を作成し、電子メールにて提出すること。

エ 質問に対する回答

質問者に直接回答するとともに、広島市ホームページ（上記3(1)資料等の配布ページと同様）に掲載する。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出場所

上記1(5)の事業担当課

イ 提出期限

令和3年8月31日（火） 午後5時15分まで

（注） 提出期限後の提出は受け付けない。

ウ 提出方法

(ア) 事業担当課に直接提出

(イ) 配達証明書付き書留郵便による郵送

（注） 発送が期限内であっても、到着が期限後となった場合は無効とする。

#### 4 受託候補者の決定

(1) 審査方法

企画提案書及び企画提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に従い、「公園施設管理システム導入、運用保守業務審査委員会」において審査し、最も高い評価点数を得た者を受託候補者として決定する。

ただし、最も高い評価点数が、発注者の求める最低基準（得点総計の6割）に達し

ていないと判断された場合は、この限りではない。

(2) 評価基準

別紙「公園施設管理システム導入、運用保守業務にかかる受託候補者特定基準」に基づき、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を踏まえ評価を行う。

(3) 結果の通知

審査結果については、全ての提案者に結果を発送する（9月中旬～下旬を予定）。

## 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

契約を締結する場合には、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付を要する。ただし、広島市契約規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は契約保証金の納付を免除する。

(3) その他

公募型プロポーザル説明書による。